

令和7年度常陸太田市団体旅行誘致促進助成金事業に関するQ & A

Q 1. 申請者（助成対象者）は誰か？

A 1. 旅行業法第3条の規定に基づく旅行業者若しくは同法第23条の規定に基づく旅行サービス手配業の登録を受けた旅行業者又は海外の旅行業者で日本国内外において適法に旅行業を営み、日本への送客を適切に行える者です。旅行に参加する一般の方や団体は対象外です。なお、助成対象者であれば、常陸太田市に事業所を有する事業者でも構いません。

Q 2. 申請方法は？

A 2. 市が定める申請書（市ホームページに掲載あり）に関係書類を添えて、旅行催行の14日前までに観光振興課にメールまたは郵送にて申請してください。

Q 3. 申請期間は？

A 3. 申請期間は、令和8年3月15日までとします。
なお、予算がなくなり次第受付終了となりますのでご了承ください。

Q 4. 申請結果については？

A 4. 結果は書面にて通知します。

Q 5. 助成金の額は？

A 5. ①国内旅行の場合
ツアー1本あたり5万円です。
②訪日旅行の場合
バス1台あたり5万円です。

Q 6. 申請限度は？

A 6. 1旅行業者につき同一年度内において1,000,000円を限度とします。

Q 7. 対象となる団体旅行は？

A 7. 以下の条件をすべて満たす団体旅行です。

- (1) 催行人員が 20 名以上（添乗員、バス運転手、バスガイド等を除く）の貸切バスを利用した団体旅行であること。
- (2) 団体旅行の出発地が、本市外であること。訪日旅行の場合は、国外を発着し、往路・復路のいずれかで茨城空港を利用すること。
- (3) 団体旅行中、市内の観光施設等やイベント等、1 か所以上に立ち寄ること。
- (4) 市内に宿泊しない場合、市内飲食店で食事をすること。
- (5) 当該年度までに催行し、終了する団体旅行であること。
- (6) 申請した団体旅行毎に参加者全員に対し、市が定める当該団体旅行に関するアンケート調査に努めること。
- (7) 国、地方自治体、学校等が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。
- (8) 団体旅行が特定の政治、宗教活動を目的とした旅行でないこと。
- (9) 他の自治体等から補助金、助成金等を交付されていないこと。
- (10) 旅行業者及び旅行参加者が暴力団及び暴力団員でないこと。

Q 8. 当日キャンセルで 20 名を下回った場合はどうなるのか？

A 8. 助成対象外となりますので、ご留意ください。

Q 9. 宿泊学習や部活の合宿は助成対象か？

A 9. 学校行事であれば対象にはなりません。学校の行事でなく、観光施設に立ち寄る等、本助成金交付要項の条件を満たせば、該当となります。

Q10. 助成対象にならない団体旅行の具体例は？

A10. 学校行事の宿泊学習・修学旅行、国や地方公共団体及び議会等の研修視察、宗教団体の布教や会合、政治団体の政治活動のための当市来訪で、観光を目的とした旅行でないものです。

Q11. 対象となる市内の宿泊施設とは？

A11. 旅館業法に基づき、営業許可を受けている市内の宿泊施設（ホテル、旅館等）です。

Q12. 団体旅行中に、常陸太田市以外の別の市町村にも立ち寄りや宿泊をしてもよいのか？

A12. 構いません。

Q13. 申請以降に行程の変更等があったら？

A13. 催行日の変更がある場合、変更承認申請をしてください。

Q14. 助成金の受け取り方法は？

A14. 実績報告書の受理後、1 ヶ月程度を目安に事業者の口座に振り込みます。

Q15. アンケートはどのように実施すればよいのか？

A15. 市が用意するアンケート用紙（市ホームページに掲載）を使用し参加者に実施し、回収したアンケートは実績報告時に市に提出してください。